

一般教育訓練明示書

講座の名称	教育学研究科													
実施方法	① 通学（ <u>昼間</u> ・ <u>夜間</u> ・ <u>土</u> ）② 通信 スクーリング（回数 回）													
指定講座番号	4	0	2	3	3	—	0	7	2	0	0	3	—	7
講座の創立年月日	一般教育訓練給付金対象講座の指定期間 H17年4月1日					過去一年の講座実績	入講者数（累積） （5人）			修了者数 （5人）				
訓練期間	24ヶ月						総訓練時間			675時間				
1. 教育訓練目標														
①取得目標とする資格の名称、目標レベル						修士（教育学）								
②①に係る資格・試験等の実施機関名称						中村学園大学大学院								
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等						各科目につき授業回数の3分の2以上出席したものが期末試験を受験することができ、60点以上の評価を得た場合に単位取得となる。2年間で30単位以上を取得し、且つ必要な指導を受けた後、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。								
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び修得された技能・知識が活用されている業界と活用状況						教育職員等 小学校や幼稚園等の教育機関や大学・短大等の教育研究機関								
2. 教育訓練の内容														
教科（カリキュラム）						時間			使用教材名					
講義（研究方法論Ⅰ他）						495時間								
演習（特別研究Ⅰ他）						180時間								
						時間								
3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）														
①受講するにあたっての必要な実務経験等						特になし								
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準						大学卒業以上。外国人であれば外国における学校教育16年の課程を修了したもの。								
③その他														
4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況														
(1) 資格取得状況														
① 年度内の受講修了者数						5人								
② のうち目標資格の受験者数						5人			受験率 (②/①)		100		%	
③ のうち合格者数						5人			合格率 (③/②)		100		%	
④ 記②・③の回答者数						5人								

(2) 受講修了者による講座の評価等			
① 答者総数		5人	
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	1人	②A 就職者計 2人
	2 非正社員、派遣社員	1人	
	3 その他の就業（自営業等）	0人	
	4 非就業者	3人	②B 非就職者計 3人
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上（昇進、昇格、資格手当等）に役立つ	0人	③の回答数合計 ※②Aと同数（又はそれ以下）
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0人	
	3 社内外の評価が高まる	1人	
	4 円滑な転職に役立つ	0人	
	5 趣味・教養に役立つ	0人	
	6 その他の効果	1人	
	7 特に効果はない	0人	2人
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0人	⑤ 回答数合計 ※②Bと同数（又はそれ以下）
	2 希望の職種・業界で就職できる	1人	
	3 より良い条件（賃金等）で就職できる	0人	
	4 趣味・教養に役立つ	2人	
	5 その他の効果	0人	
	6 特に効果はない	0人	3人
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3ヵ月以内に就職した	1人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数（又はそれ以下）
	2 受講修了後3～6ヵ月以内に就職した	0人	
	3 受講修了後6～12ヵ月以内に就職した	0人	
	4 就職していない	2人	3人
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	3人	⑥ 回答数合計 ※①と同数（又はそれ以下）
	2 おおむね満足	1人	
	3 どちらとも言えない	1人	
	4 やや不満	0人	
	5 大いに不満	0人	5人
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法ならびにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法			
1 に掲げた教育訓練の目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法		30単位以上取得したものが公開論文審査会に臨み、その結果を審査委員会にて審査し、合格者を決定している。	
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法			
30単位以上を取得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。		2年次2月に判定会議にて決定	

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法				
(1) 受講中のものに対する修得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		質問等を随時受け付け、個別対応している。		
(2) 受講中又は終了後における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制		求人情報を随時掲示又は携帯電話情報配信サービス（N-portal）を用いて連絡している。		
8. その他の事項				
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 中村学園 (代表者名：中 村 量 一)			
住所及び連絡先	福岡市城南区別府 5 丁目 7 番 1 号 TEL 092-851-2531			
施設名称及び施設長名	中村学園大学大学院 (施設長名：甲 斐 諭)			
住所及び連絡先	福岡市城南区別府 5 丁目 7 番 1 号 TEL 092-851-2531			
給付制度担当部署・者	学生部 (担当者：飯 塚 真理子)			
連絡先	福岡市城南区別府 5 丁目 7 番 1 号 TEL 092-851-2593			
一般教育訓練経費 支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (①+②)		本学出身者 500,000 円	
			本学外出身者 630,000 円	
	① 入学料 (税込額) (※ 割引・還元後)		本学出身者 0 円	
			本学外出身者 130,000 円	
	② 受講料 (税込額)		500,000 円	
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (①+②+③+④)			171,750 円
	① 副読本代 (税込額) ② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額) ③ 施設維持費 (税込額) ④ その他 (法人への寄付金、PC の損害保険料、情報誌代) (税込額)			
	3. 総額 (1+2) (税込額)		本学出身者 671,750 円	
		本学外出身者 801,750 円		

〔特記事項〕

--

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正にご利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要となります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものと認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。